

維持管理に関する計画（南清掃工場）

1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

(1) 排ガス基準（自主基準）

項目	基準値（乾きガス基準：O ₂ 12%換算）
ばいじん	0.005 g / Nm ³
硫黄酸化物	10 ppm
塩化水素	10 ppm
窒素酸化物	30 ppm
一酸化炭素	30 ppm
ダイオキシン類	0.05 ng - TEQ / Nm ³
水銀	0.03 mg / Nm ³

(2) 排ガス基準（自主基準以外）

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）に規定される基準

(3) 騒音基準

騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定される基準（第3種区域、準工業地域）

(4) 振動基準

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定される基準（第2種区域、準工業地域）

(5) 悪臭基準

悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）に規定される基準（2種地域）

(6) 排水基準

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）及び相模原市下水道条例（昭和43年3月30日相模原市条例第26号）に規定される基準

(7) 溶融スラグの基準

ア 一般事項

溶融スラグは堅硬で、かつ、異物、針状固化物及び扁平又は鋭利な破片などを使用上有害な量を含んではならない。

イ 物理的性質

(ア) 表乾密度

JIS A 5032のFM-2.5に規定される基準

(イ) 吸水率

JIS A 5032のFM-2.5に規定される基準

ウ 粒度

J I S A 5 0 3 2 の F M - 2 . 5 に規定される基準

エ 環境安全品質基準

(ア) 溶出量

J I S A 5 0 3 2 に規定される基準

(イ) 含有量

J I S A 5 0 3 2 に規定される基準

ダイオキシン類 0 . 1 n g - T E Q / g

(8) 処理灰の基準

ア アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1 , 4 - ジオキサン、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和 4 8 年 2 月 1 7 日 総理府令第 5 号) に規定される基準

イ ダイオキシン類 1 . 0 n g - T E Q / g

2 排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項

(1) 排ガス

大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日 法律第 1 3 7 号) 及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定される回数のほか、自主的な測定を実施

項 目	常時監視	測定回数
ばいじん		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
塩化水素		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
硫黄酸化物		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
窒素酸化物		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
一酸化炭素		
酸素		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
二酸化炭素		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
排ガス流速		連続稼働 2 か月を超えない範囲で 1 回
ダイオキシン類		年 1 回
カドミウム及びその化合物		年 2 回
塩素		年 2 回
弗素、弗化水素及び弗化珪素		年 2 回
鉛及びその化合物		年 2 回
アンモニア		年 2 回
シアン化合物		年 2 回

硫化水素		年 2 回
水銀		年 2 回
クロム		年 2 回
ヒ素		年 2 回

(2) 悪臭

年 1 回 (脱臭装置出口)

(3) 排水

下水道法及び相模原市下水道条例に規定される回数

(4) 溶融スラグ

ア 一般事項 月 1 回

イ 物理的性質

(ア) 表乾密度 月 1 回

(イ) 吸水率 月 1 回

ウ 粒度 月 1 回

エ 環境安全品質基準

(ア) 溶出量 月 1 回

(イ) 含有量 ダイオキシン類以外 月 1 回

ダイオキシン類 年 1 回

(5) 処理灰

ダイオキシン類以外 年 6 回

ダイオキシン類 年 1 回

(6) ごみ質

ア 三成分 (水分、可燃分、灰分) 組成分析 年 4 回

イ 組成分析 (紙・布、合成樹脂、木・竹・藁、厨芥、その他、不燃物) 年 4 回

ウ 発熱量 年 4 回

3 その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(1) 維持管理

施設の維持管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される焼却施設の維持管理の技術上の基準、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン等諸規則及びその他関係法令に定められた基準を遵守する。

(2) 維持管理人員及び有資格者の配置

施設の維持管理に支障のないよう維持管理人員を配置する。また、維持管理及び運転管理上必要な有資格者については、適正な配置を行う。

(3) 溶融スラグ

南清掃工場で生産する溶融スラグについては、月別ロット毎に性状分析を行い、基準を満足したものについては有価物として有効利用するなど計画に基づき対応を図る。